

# 介護保険制度をご利用いただくための手続きの流れ

申請

役場窓口または介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業者で、要介護（支援）認定の申請をしてください。

- 介護保険被保険者証を一緒に提出していただきます。
- 主治医（かかりつけ医）を決定してください。  
（町が主治医に対し意見書の作成を依頼しますので、診断書等を事前に用意していただく必要はありません。）

訪問調査

調査員が調査に伺います。

- 訪問調査には、町の職員または町が委託している指定居宅介護支援事業者  
に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）のいずれかがお伺いします。
- 調査にお伺いする際は、事前に訪問調査を行う者からご連絡をいたします。
- 調査時には、できるだけご家族等のご同席をお願いします
- ※ 要介護（支援）認定申請をしたあとで、入院などによりご本人の状況が  
変わった場合は、必ず越生町役場健康福祉課高齢者介護担当にご連絡く  
ださい。

介護認定審査会で  
審査・判定

要介護度を審査・判定します。

- 越生町の場合は、毛呂山町と鳩山町3町合同で介護認定審査会を開催して  
います。

認定結果の通知

介護認定審査会で審査・判定された結果を記載した、結果通知と被保険者証等を送付します。

- 審査・判定の結果、自立（非該当）と判定された場合についても結果通知  
と被保険者証を送付します。
- 自立（非該当）と判定されると介護/介護予防サービスは利用できません  
が、総合事業等のサービスを利用できる場合があります。

ケアプランの作成

指定居宅介護支援事業者に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼してください。

- ケアプランの作成については、本人負担はありません。
- ケアプランの詳しい作成手順については、別紙を参照してください。

サービスを利用

作成したケアプランに沿って、サービスを利用することになります。

- サービスを利用した場合、かかった費用の1～3割を利用料として支払う  
こととなります。

《 注意事項 》 要介護（支援）認定を受けて要介護度が決定した場合でも、原則として6～12か月後に更新手続きが必要です。

越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当  
電話（049）292-3121